

防犯ガラス(官民合同会議目録掲載ガラス)の施工・使用に関する板硝子協会基準

(平成17年基準 一部抜粋)

1.使用するサッシについて

ガラスを納めるサッシは「官民合同会議」の目録に登録されたサッシを使用することを推奨します。

納まりの一例を以下(図1及び図2)に示しますが、かかりしろを10mm以上としてください。

図1 シーリングの例

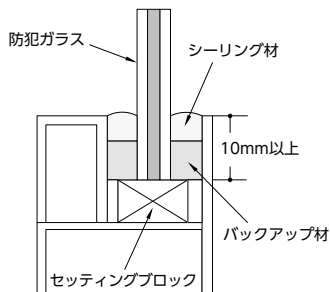
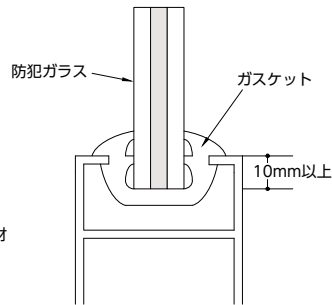


図2 ガasketの例



なお、サッシはガラス端部に接する水を排除できる構造にし、特に下部には、たて部から流れ落ちる水を含め、侵入した水を速やかに排除できる構造としてください。また規定のエッジクリアランスが保たれるような緩衝材(セッティングブロック)を設けて、サッシ部材と板ガラス端部の直接接触を避ける構造とし、下部の緩衝材は、水抜き穴への水の移動を妨げないような設置位置、構造としてください。

2.サブロック付クレセントと補助錠について

クレセントは必ずサブロックまで施錠してください。補助錠は外部から手首を完全に内部に入れないと開錠できないものを選んで施錠してください。なお、上げ下げ窓等、開閉可能な窓で、サブロック付クレセントがない場合は、手首まで入れないと開錠できない構造の補助錠等を2ヶ所取り付け施錠してください。

3.リフォーム等でガラスだけを取り替える場合の注意事項

ガラスだけを「官民合同会議」の目録に登録されたガラスに交換する場合で、上記「1.使用するサッシについて」の条件(特にかかりしろの条件)を満たせない場合は、防犯性能を高めるため、以下①～③のいずれかの方法を取ってください。

(ただし、いずれの方法においても、サッシが「官民合同会議」の防犯建物部品でない場合は、防犯性能の高い窓とはならないのでご注意ください。)

- ①かかりしろ10mm以上で、サブロック付クレセントの場合は補助錠を1ヶ所取り付け、サブロックがないクレセントの場合は補助錠を上下離れた場所に2ヶ所取り付けしてください。
- ②かかりしろ10mm未満の場合は必ずサブロック付クレセントであることを確認し、補助錠を上下離れた場所に2ヶ所取り付けてください。アタッチメント付ガラス及び、アルミ部材で縦辺を補強した場合でサブロック付クレセントの場合は補助錠を1ヶ所、同じくサブロックがない場合は補助錠を上下離れた場所に2ヶ所取り付けてください。

- ③アルミアングル又はアルミチャンネルを用い、ガラスのクレセント側のタテ辺を補強した上で施工する。

なお、新築の場合でサッシのかかりしろを10mm以上確保できない場合もこの「3.リフォーム等でガラスだけを取り替える場合の注意事項」に従ってください。

4.ガスケットまたはシーリング材及び緩衝材について

ガスケットは、JIS A5756 に適合するもの、シーリング材はJIS A5758 に適合するものを用いる他、それらの選定にあたっては、その防犯ガラスの中間膜の材質(PVB、EVA、PETなど)との適合性を確認した上で、適切なものを使用してください。

また緩衝材の選定にあたっては、その防犯ガラスの中間膜の材質(PVB、EVA、PETなど)との適合性を確認した上で、適切なものを使用してください。

またガスケットのうちグレイジングチャンネルを用いる場合には、ガラスとガスケットの間に水が長期に滞留しないように配慮したものを使用してください。防犯ガラスのエッジが多湿環境に長期間さらされた場合、エッジから数mm程度の白濁が発生する場合がありますのでご注意ください。

5.施工上の一般的注意事項

施工上の一般的注意事項は、日本建築学会 建築工事標準仕様書・同解説 JASS-17(ガラス工事)によります。